

令和 8 年 第 5 回 寄 居 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録			
開 催 年 月 日	令和8年5月27日（水）		
開 催 場 所	寄居町役場 庁議室		
開会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	坂本 建治	午後2時06分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	稲 山 久 夫	出	11	鳥 塚 正 実	出
2	小 和 瀬 守	出	12	丸 橋 高 記	出
3	吉 田 滋	出		大 久 保 知 明	出
4	福 島 隆 志	出		柴 崎 徹	出
5	井 伊 誠	欠		奈 良 和 正	出
6	坂 本 建 治	出		齋 藤 薫	出
7	加 藤 憲 治	出		吉 川 隆	出
8	栗 原 功	出		保 坂 昭	出
9	吉 田 一 行	出		新 井 一 弘	出
10	新 井 徹	出		中 島 信 一	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
次 長 菅谷順吾
書 記 権田貴大
書 記 堀口菜緒

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) 本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。 ただ今から、令和8年第5回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、井伊委員から欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。 現在の出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
事務局長	これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。 令和8年第5回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、報告第2号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について。 日程第3、議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請について。 日程第4、議案第53号から議案第54号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。 日程第5、議案第55号から議案第57号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。 日程第6、議案第58号、農用地利用集積等促進計画の案について。 議事日程は、以上となります。
議長	それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) それでは、新井徹委員と鳥塚正実委員をお願いいたします。 続きまして、日程第2、報告第2号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出についてを議題といたします。
事務局	それでは、報告第2号について、事務局の説明を求めます。 議案書の1ページを御覧ください。 農地法施行規則第29条第1号の規定により届出につきましては、農地を畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、転用する農地の面積が2アール未満であれば、農地転用の許可ではなく、農業委員会への届出で済むというものです。 それでは、報告第2号につきまして、御報告申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。 報告内容については、議案書のとおりとなります。 届出者は、届出農地をはじめ、近隣の農地を所有・管理しており、本届出地には、農業用物置が設置されております。 この物置は、届出者の先代により、すでに設置されているものですが、物置には、農地の管理に必要な農機具等が保管されていることから、引き続き利用していく必要があり、設置後となりますが、適切な手続きを行うため、届出に至ったとのことです。 なお、届出地は、令和8年5月14日付けで、農振農用地の用途区分の変更の告示が済んでおります。 説明は、以上です。

議長	報告事項ですので、ご了承願います。 続きまして、日程第 3、議案第 52 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 52 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 2 ページを御覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として、権利移転または設定をするものです。 それでは、議案第 52 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 本申請は、譲受人の所有農地に隣接しており、譲渡人から管理を頼まれていましたが、この度、譲渡したいと申出があり、管理も容易であることから、譲り受けるため、申請に至ったとのことです。 なお、申請地では、露地野菜を栽培する予定となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号、全部効率利用、第 4 号、農作業常時従事、第 6 号、地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長 吉川推進委員	吉川推進委員。 議案第 52 号について、ご報告いたします。 23 日に、坂本委員、栗原委員と私の 3 名で現地確認を行いました。 今回は、農業経営規模の拡大ということですが、申請地の周囲は農地が広がっており、現地においても、複数種類の作物が作付けされておりました。 農地を農地として取得するということで、特段の影響はないものと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ほかにご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 52 号について、原案のとおり決定とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 52 号は原案のとおり、決定いたします。 続きまして、日程第 4、議案第 53 号から議案第 54 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 それでは、議案第 53 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 3 ページを御覧ください。 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。 それでは、議案第 53 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者は、県内他市の妻の実家に居住しておりますが、夫婦で独立し生活したいと思い、申請者が所有する本議案の申請地で、自己用住宅を建てるため、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 4 条第 6 項第 1 号、ロ、(1) の

	第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第4条第6項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、まず、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。
鳥塚委員	鳥塚委員。 議案第53号について、意見申述をいたします。 5月22日に齋藤推進委員と現地調査を行いました。 周囲の場所は、住宅と農地が混在しており、将来的に市街化が見込まれる地域であると思われる、周辺農地への特段の影響はないものと考えますので、ご審議をお願いいたします。
議長	ほかにご意見はございませんか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第53号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第53号は原案のとおり、許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	次に、議案第54号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第54号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者3名は兄弟で、案内図記載の〇〇番の宅地上にある実家敷地を、令和〇年に相続し、現在まで管理しております。 このたび、議案書の申請人①が当地へ転居し、居住することを予定していたところ、敷地内にある農業用倉庫の一部が〇〇番へ越境していること、また、〇〇番が自宅への進入路として利用されていることが判明しました。 これらはいずれも先代の時代からの利用によるものですが、適正な手続きを行うため、この度の申請に至ったとのことことです。 追認としての申請であり、顛末書が添付されております。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、まず、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。
栗原委員	栗原委員。 23日に坂本委員と吉川推進委員と私の3名で、現地確認を行い、申請人に事情を伺いました。 案内図を御覧頂きますと、道路があるかと思いますが、この道路が狭く、所有していた畑の中心に、道路を作った経緯があるとのことことです。 特段の影響はないものと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 54 号について、原案のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 54 号は原案のとおり、許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第 5、議案第 55 号から議案第 57 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請を議題といたします。 それでは、議案第 55 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 4 ページを御覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転または設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 55 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 譲受人は、申請地に隣接する居宅に家族で居住しております。 このたび、申請者の親族が所有していた本議案の申請地を譲り受けることとなり、調査したところ、当該地の一部が住宅敷地として利用され、物置が設置されているほか、来客用駐車スペースとして利用されていたことが分かりました。 これらはいずれも先代から継続して利用されていたものですが、適切な手続きを行うため、申請に至ったとのことことです。 なお、本件は追認申請であり、顛末書が添付されております。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。 新井委員。
新井委員	5 月 22 日に、福島委員と私の 2 名で現地調査を行い、譲受人には電話で事情を伺いました。 事務局の説明にもございましたが、譲受人の祖父の実家が、譲渡人の実家ということで、申請人は親族関係にあり、相続の関係で、話がまとまったとのこと申請に至ったようです。 特段の影響はないものと思いますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。
議長	ほかにご意見はございますでしょうか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 55 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 55 号は、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いた

事務局	します。 次に議案第 56 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 56 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 譲受人は、他県に住所を置き、主に再生可能エネルギー事業を行う法人ですが、充放電によって収益化を図る蓄電池事業を計画し、候補地を検討していたところ、申請地や隣接する宅地を一体として、譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 また、騒音、振動規制法等の関係ですが、該当がないことを代理人に確認済みとなりますが、防音壁で設備周囲を囲い、対策を講じることとなっています。 また、周辺住民の 30 世帯に、事業計画のお知らせを配布し、説明を行っているとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、まず、地元の委員は、ご意見をお願いいたします。
福島委員	福島委員。 5 月 22 日に、新井委員と現地確認を行いました。 申請者双方に事情を伺うことはできませんでしたが、現地においても、特段の影響はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	ほかにご意見はございますでしょうか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 56 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 56 号は、原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
事務局	次に議案第 57 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 57 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 譲受人は、県内他市のアパートに夫婦で居住しておりますが、手狭に感じ、自己用住宅の建築を計画していたところ、本議案の申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、まず、地元の委員さんは、ご意見をお願いいたします。
鳥塚委員	鳥塚委員。 議案第 57 号について、地元農業委員より意見申述いたします。 5 月 22 日に齋藤推進委員と現地調査を行いました。

	申請地周囲の状況としては、住宅と農地が混在しており、市街化が見込まれる地域であると考えられ、特段の影響はないものと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ほかにご意見はございませんか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 57 号について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 57 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
	続きまして、日程第 6、議案第 58 号、農用地利用集積等促進計画の案についてを議題といたします。
	それでは、議案第 58 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 5 ページをご覧ください。議案第 58 号につきまして、御説明申し上げます。
	この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。
	今回の計画は、全 11 筆で合計面積 15,547 m²です。
	農地は、田が 10 筆、畑が 1 筆となります。
	番号 1 につきましては、利用権設定の終期に伴う更新となります。
	また、番号 3、4、5 の 3 筆につきましては、中間管理での終期に伴う更新となります。
	そのほかは、新規の設定となります。
	説明は、以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 58 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 58 号は原案のとおり決定いたします。
	以上で全ての議案審議が終了しました。委員さんから、何かありますか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	事務局から、何かありますか。
事務局長	事務局から次回総会のご連絡を申し上げます。
	次回の総会ですが、6 月 25 日、木曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。
	繰り返します。
	6 月 25 日、木曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。
	以上、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、特に無いようですので、令和 8 年第 5 回総会を閉会いたします。
	ご協力ありがとうございました。
事務局長	(起立・礼・着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

新井 徹 委員 鳥塚 正実 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和8年5月27日

議 長

坂 本 建 治

委 員

新 田 徹

委 員

鳥 塚 正 実